

地域医療構想の実現のための病床再編等の促進に向けた特別償却制度

<趣旨>

地域医療構想実現のため、地域医療構想調整会議において提出・確認された各医療機関ごとの医療機関としての役割及び医療機能ごとの病床数に関する具体的対応方針に基づき、病床再編等を行った場合の工事により取得又は建設をした病院用又は診療所用の建物及びその附属設備を特別償却の対象とする。

<制度概要>

青色申告書を提出する法人又は個人で医療保健業を営む者が、平成31年4月1日から令和7年3月31日までの間に、次に掲げる建物及びその附属設備の取得又は建設をして、その医療保健業の用に供した場合には、その取得価額の8%の特別償却が可能。

<対象設備等>

新築・改築、増築、転換に該当する工事（すなわち、減築、廃止（単なる解体撤去）の場合を除く。）により取得又は建設をした病院用又は診療所用の建物及びその附属設備とし、土地及び医療用機器等については含まないこととする。

（例：増築の場合の対象）病棟や病室の新設や病床の設置など

（例：転換の場合の対象）廊下幅の変更や入浴介助設備の設置など

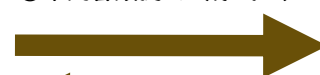
<手続きの流れ>

医療機関

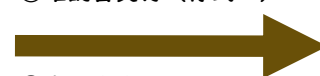
【具体的な提出書類の例】

- ・特別償却を検討している建物及びその附属設備に関する工事計画等の工事の概要や範囲が特定出来る書類
 - ・特別償却を検討している建物及びその附属設備を有する病院又は診療所の具体的対応方針
- ※開設許可申請等に係る書類、地域医療構想調整会議等の既存書類を活用して差し支えない。

①確認書類提出（様式1）



②確認書交付（様式2）



③青色申告に添付

北海道保健福祉部
地域医療推進局地域医療課

税務署